

GoToトラベル事業 地域共通クーポン取扱店舗 オンライン申請マニュアル



北海道運輸局観光部

オンライン申請の申込(申込画面)



■手続きの流れ

(1) 事業者向け公式HP

(<https://biz.goto.jata-net.or.jp/>) 下部にある
【地域共通クーポン取扱店舗登録事業者の方へ】
を選択する。

(2) 登録申請のパターンから自らの実態にあった登録パターンを選択する。 (例では事業主が登録する【パターン①】を選択)

オンライン申請の申込(書類準備の確認)

オンライン申請をする

上記情報及び書類のご準備ができましたら、下記「オンライン申請をはじめる」ボタンより申請へ進んでください。

申請の流れは以下のとおりです。

STEP 1
メールアドレス
の入力

STEP 2
メールアドレス
の確認

STEP 3
登録内容入力

STEP 4
入力内容ご確認

STEP 5
登録完了

オンライン申請を始める前に
前述の「[オンライン申請に必要な情報・書類](#)」をご用意ください。
次ページで準備状況にチェックのうえ、申請をはじめてください。
※二重申請は行わないようお願いします。

オンライン申請をはじめる

■手続きの流れ

(3)【オンライン申請を始める】を選択する。

オンライン申請の申込み(必要情報・ファイル準備)

必要情報・ファイルの準備

- 1 地域共通クーポン取扱店舗登録申請書(様式A) : 申請フォーム入力情報
- 2 登録希望店舗リスト(オンライン用)(様式B-1) :
＜10店舗以下の場合＞申請フォーム入力情報
＜11店舗以上の場合＞Excel(xlsx)ファイル
- 3 Go To トラベル事業参加同意書 ※地域共通クーポン取扱店舗登録希望事業者提出用(様式C-1) : 申請フォーム入力情報
- 4 口座確認書(事業者用)(様式D) : 申請フォーム入力情報
- 5 口座情報が確認できる書類(通帳の写し、キャッシュカードの写し、口座証明書等) : 画像又はPDF形式等のファイル
- 6 日本国内で事業を行っていることを公的に証明できる書類
(開業届、確定申告書、納税証明書、業種に係る許可証等の公的機関から発行される書類の写し) : 画像又はPDF形式等のファイル

※申請後、審査の必要に応じ、追加で書類の提出を依頼することがあります。期日までに提出が行われない場合は、登録が認められず又は登録できないことがありますので、ご注意ください。

※アップロードいただく各データの保存形式はjpg・jpeg・gif・pdf・png・zip・xlsxをお願いします。

※zip形式への圧縮方法は[こちら](#)からご確認ください。

上記必要情報・ファイルをすべて準備しましたか。

☒ はい、準備しました

※30分でセッションが切れますので、ご入力の際はご注意ください。

申請する

■手続きの流れ

(4) 必要情報・ファイルの準備が出来たら、
【□はい、準備しました】にチェックをして
【申請する】を選択する。

- 1 地域共通クーポン取扱店舗登録申請書(様式A)
- 2 登録希望店舗リスト(様式B)
- 3 Go To トラベル事業参加同意書(様式C)
- 4 口座確認書(様式D)

1～4については紙での提出は行いません。
情報だけ用意してください。

- 5 口座番号を確認出来る書類(通帳の写し、キャッシュカードの写し、口座証明書等) : 画像又はPDF形式等のファイル
- 6 日本国内で事業を行っていることを公的に証明出来る書類
(開業届、確定申告書、納税証明書、業種に係る公的機関から発行される書類の写し)
: 画像又はPDF形式等のファイル

5、6についてはデータでの提出を行います。
写真やPDFファイル等を用意してください。

オンライン申請の申込み(認証メール送信)

トップ> 取扱店舗の方へ> オンライン申請

トップ> 取扱店舗の方へ> オンライン申請



メールアドレスの入力

XXXXXXXXXX

はじめにメールアドレスの確認を行います。

メール本文に申請用URLが記載されていますので、そのURLより申請画面にお進みください。

Email

XXXXXXXXXX@XXXX.XXX

クッキー (Cookie) について

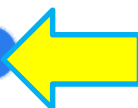
下部のボタンからクッキーに関する内容をご確認ください。

内容に同意いただける場合、下部のチェックをお願いします。

クッキーについて >

☒ クッキー利用に同意する

認証メールを送る >



メール確認

XXXXXXXXXX

メールを送信しました。ご確認ください。

事業者登録は完了していません

ご入力いただいたメールアドレス宛にメールを送信致しました。そのメールに記載されたURLにアクセスして次の手続きを行ってください。ご利用のメールアドレス/メールソフトによって、迷惑メールとして受信される場合がございます（税務庁でgmailは迷惑メールとして受信される場合があることを確認しております）。迷惑メールからの除外リストに「noreply@gotoinfo.jata-net.or.jp」及び「@gotoinfo.jata-net.or.jp」を追加頂けますようお願い致します。

< トップへ戻る

■手続きの流れ

(5) 担当者のメールアドレスを入力し、
【クッキー利用に同意する】にチェックを入れ
【認証メールを送る】を選択する。

(6) 自動返信メールで送られてきたURLにて申請
の続きを行います。
メールが届いてから24時間以内に手続きを
完了させてください。

申込みフォーム入力(同意事項にチェック)

オンライン申請

トップ > 取扱店舗の方へ > オンライン申請

STEP 1
メールアドレス
の入力

STEP 2
メールアドレス
の確認

STEP 3
登録内容入力

STEP 4
入力内容確認

STEP 5
登録完了

お申し込みフォーム

https://www.hknet.go.jp

Go To トラベル事業 参加同意書

登録にあたり以下の同意内容をご覧いただき、同意できるものにチェックをお願いします。
以下の該当項目全てにチェックがない場合は登録できません。

登録にあたっての同意事項

登録にあたっての同意事項

- ☒ サービス産業消費喚起事業（Go To トラベル事業）地域共通クーポン取扱受託を確認したうえでGo To トラベル事業に参加することに同意します。
- ☒ 本事業では国より、Go To トラベル事務局が一括して給付金の代理受領を行うことをア承します。
- ☒ 個人情報保護方針に同意します。

■手続きの流れ

(7)メールで送られてきたURLより申込みフォームを開き、
同意事項を確認の上、以降 □ にチェックをつけていく。

申込みフォーム(感染対策ガイドライン)

感染症拡大防止策に係る取扱店舗の責務等

- ☑ (1) 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること

タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
又は個人タクシー事業者における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

※業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインから、準拠するガイドラインを選んで記入して下さい。複数の業種にまたがる場合はすべて記載して下さい。また、直接的に該当するガイドラインがない場合は類似するガイドラインを記載して下さい。なお、業種別ガイドラインについては、[こちらの](#)リンク先の資料をご参照下さい。

- ☑ (2) 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守している旨を店頭など旅行者から見えやすい場所又はホームページで対外的に公表すること。
- ☑ (3) 行政からの要請(新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定に基づく営業自主要請・節制営業要請等)に従うこと。
- ☑ (4) 取扱店舗において従業員に感染者が出た場合や、取扱店舗を利用した旅行者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、事務局に報告を行うこと。
- ☑ (5) (4)のほか、感染症や災害の状況を踏まえ、本事業の円滑な執行と観光庁が実施する感染症対策・災害対応の措置に協力すること。

地域共通クーポンの取扱いに関する事項

- ☑ 事務局が別途提供する取扱店舗用マニュアルに基づき、地域共通クーポンと引換えに商品等の提供を行う。また、取扱いに関する事務局の指示を遵守する。
- ☑ 取扱店舗であること、紙クーポン・電子クーポンそれぞれの取扱いの可否が明確になるよう、販売ツール(ポスター及びスタッカー)を旅行者から見えやすい場所に掲示する。
- ☑ 地域共通クーポンを用いた取引を行う場合は、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認する。
- i) 地域共通クーポンの有効期間・利用エリア
 - ii) 紙クーポンの取扱店舗が切り離されていないこと
 - iii) 地域共通クーポンの偽造・変造・振造の有無
 - iv) 提供しようとする商品等が取扱要領の1.(5)「地域共通クーポンの利用対象にならない商品等」に該当しないこと
- ☑ 有効期間を経過した地域共通クーポン、利用エリアではない地域共通クーポン及び有効期間又は利用エリアの記載の無い地域共通クーポンは、受け取りを拒否する。
- ☑ 取扱店舗が切り離された紙クーポンは、受け取りを拒否する。
- ☑ デザインや色合いが明らかに違うことや偽造防止加工の確認等により偽造された地域共通クーポンと判別できる場合等は、その受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報する。また、その旨を事務局(コールセンター)にも報告する。確認用として配布する見本券は、地域共通クーポンを取り扱うすべての者に周知する。
- ☑ 地域共通クーポンを現金と交換しない。
- ☑ 地域共通クーポンの券面額以下の金額の利用の場合であっても、お釣りは渡さない。地域共通クーポンによる支払で不足する分は現金等で収受する。

- ☑ 地域共通クーポンを利用して購入した商品等の商品の標に現金をしない。
- ☑ 商品等の対価として受け取った紙クーポンは、再流通を防止するため、有効期間・利用エリアが記載されている部分(以下「本券部分」という。)と取扱店舗を彻底切り離し、本券部分を換金用伝票とともに事務局の指定する場所に送付するものとし、取扱店舗控を入金確認が完了するまで保管する。
- ☑ 電子クーポンを取り扱う取扱店舗は、スマートフォン等で通信できる環境を整えた上で、会計を行う場所に、取扱店舗ごとに提供するQRコード標識を設置するとともに、旅行者が適正に電子クーポンを利用したことについて、旅行者のスマートフォン等に表示される利用済み画面で確認する。
- ☑ 取扱店舗が独自に地域共通クーポンの利用対象外となる商品等を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるように、陳列棚、チラシ等にその旨を明示する。[1]
- ☑ 他の割引企画との併用を不可とする場合、ポイント加算対象外とする場合又は地域共通クーポンの使用上限額を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるように、陳列棚、チラシ等にその旨を明示する。[2]
- ☑ 有効な地域共通クーポンを提示した旅行者に対し、地域共通クーポンの受け取りを拒否する、手数料を上乗せして請求する、現金で支払う場合と異なる代金を請求する等地域共通クーポン利用者に不利となる差別的取扱いを行わない。[1]と[2]の場合は除く。
- ☑ 取扱店舗は、有効な地域共通クーポンを利用しようとする旅行者から地域共通クーポンの利用に苦情又は相談を受けた場合、取扱店舗と地域共通クーポン利用者との間において紛争が生じた場合又は法令に違反する取引の指摘若しくは指導を受けた場合には、取扱店舗の費用と責任をもって対応し、解決にあたる。
- ☑ 取扱店舗が旅行者の不正利用を知り得ながら地域共通クーポンを受け取ること、旅行者に不正を促すこと等により取扱店舗又は旅行者が不正に利益を得た疑いがあると事務局が認めた場合、事務局は調査が完了するまで当該取扱店舗における地域共通クーポン積戻代金の支払いを保留することができるものとする。また、取扱店舗又は旅行者が不正に利益を得た場合、取扱店舗は、受け取った地域共通クーポンの金額について一切の責任を負い、事務局へ当該金額を返還する。
- ☑ 偽造・変造・振造等された地域共通クーポンによる換金請求がされ、事務局が地域共通クーポンの利用状況等の調査の協力を求めた場合には、取扱店舗はこれに協力する。また、取扱店舗は、事務局から指示があった場合又は取扱店舗が必要と判断した場合には、取扱店舗が所在する所轄警察署等に被害届を提出する。
- ※地域共通クーポンの盗竊・紛失・滅失又は偽造・変造・振造等に対して旅行者及びGo To トラベル事務局は責を負わない。
- ☑ 以下の店舗に該当しないこと
- i) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の許可・届出の対象となる営業(同法第33条第6項の酒類提供飲食店営業を除く。)を営む店舗
 - ii) 取扱要領の1.(5)「地域共通クーポンの利用対象にならない商品等」に該当する商品等のみを取り扱う店舗
 - iii) カラオケ、ライブハウス

感染拡大防止策に係る取扱店舗の責務(1)には
遵守する対応業種のガイドラインを記入する。

申込みフォーム(同意事項)

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する事項

☒ 私は、次のとおり、反社会的勢力ではないことを表明し確約いたします。

なお、次の(1)の各号のいずれかに該当し、若しくは(2)の各号のいずれかに該当する行為をし、又は本表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、事務局との取引が停止され、又は納付金の交付を解除されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

☒ (1)現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ①暴力団
- ②暴力団員
- ③暴力団関係者
- ④親会等
- ⑤その他前各号に準ずるもの

☒ (2)自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- ①反社会的勢力に対する資金提供など、反社会的勢力と密接な関係を持つ行為
- ②暴力的な要求行為
- ③法的責任を超えた不当な要求行為
- ④取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ⑤虚説を流布し、偽計若しくは威力を用いて貴事務局の信用を毀損し、又は事務局の業務を妨害する行為
- ⑥その他前各号に準ずる行為

☒ 上記、各事項すべてに対し条件を満たしていないことが発覚した場合、登録を取り消されることに同意します。

■手続きの流れ

(8) 同意事項を全てチェック終了後、手元に登録申請書、口座確認書、登録希望店舗リストの情報を用意する。

(9) 用意した情報を確認しながら以降の入力事項を埋めていく。

法人情報

法人番号	1234567898765 (半角数字、 ☐ 法人番号をお持ちでない事業者様 ※法人の方はもちろん法人番号（13桁）をご入力ください。 ※法人番号をお持ちでない事業者様（法人格の無い事業者様や個人事業主様など）はチェックを してください。
法人名称	Go To 商事 法人格は除く ※個人事業主の方は屋号をご入力ください。
法人名称（フリガナ）	ゴートゥショウジ (全角カナ、全角スペース) 法人格は除く
法人格名称	株式会社 ▼ 法人格名称を「その他」で選択した場合、左記の欄に入力してください。
法人格の位置	☒ 法人名称の前 ☐ 法人名称の後 法人格名称を選択した場合、必須
法人名称（確認）	株式会社 Go To 商事
代表者名	姓 港 名 豪人
代表者名 フリガナ	セイ ミナト メイ ゴウト (全角カナ、全角スペース)

13桁の法人番号が不明な場合は
国税庁法人番号公表サイト
(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)
にてお調べいただけます。

株式会社等を入れないでください。

自動入力されます。

☒ 「宿泊事業者」として既にGo To トラベル事業に登録されている場合はこちらに
チェックを入れてください。

宿泊事業を営む方以外はチェックしないでください。

法人住所

郵便番号※	1234567	住所検索 (半角数字、ハイフンなし)
都道府県※	東京都 ▼	
市区町村※	東京都港区	
市区町村 フリガナ	トウキョウトミナトク	(全角カナ)
町名番地※	西新橋〇丁目	
町名番地 フリガナ	ニシシンバシ〇チョウメ	(全角カナ)
建物名等	〇ー〇	
建物名等 フリガナ	〇ノ〇	(全角カナ)
TEL※	03 - 1234 - 5678	(半角数字)
FAX	03 - 1234 - 5679	(半角数字)
URL	https://goto.jata-net.or.jp/	

FAX及びサイトURLは
ある場合のみ記入してください。

担当者

担当部署	営業部		
担当者役職名	主任		
担当者名	姓 港	名 薫人	事業者情報コピー
担当者名 フリガナ	セイ ミナト	メイ ゴウト	(全角カナ)
担当者 TEL	03	- 9876	- 5432 (半角数字)
緊急連絡先	080	- 1234	- 5678 (半角数字)
担当者 FAX	03	- 1234	- 5679 (半角数字)
担当者 Mail	※このメールアドレス宛に、申請結果が送信されます。		

認証メールで送ったアドレスが自動入力されます。

登録代行業務

行政書士情報入力	行政書士が事業者の希望により登録代行業務を行う場合		
行政書士氏名	姓 目黒	名 寛子	
行政書士氏名 フリガナ	セイ メグロ	メイ トラコ	(全角カナ)
行政書士登録番号	12345678		(半角数字、8桁)

行政書士に登録代行をお願いした場合に入力してください。

経理 担当者

経理情報入力	担当者と異なる場合
--------	---------------------------

上記担当者と経理担当者が違う場合に入力してください。

口座情報

金融機関コード選択で
選択した金融機関が自動入力されます。

支店コード選択で
選択した支店が自動入力されます。

配送先の指定

- 登録完了後、取扱店舗スターターキットを原則1店舗につき1セットを送付する予定です。
- 下記より、希望する配送方法を選択して下さい。
- 「法人住所」・・・法人住所に一括配送いたします。
- 「店舗住所」・・・ご登録いただいた各店舗住所に個別配送いたします。
- 「その他住所」・・・自社の物流センター等に一括配送を希望する場合はこちらをご選択いただき、別途送付先をご入力ください。

配送先 ※

☐ 法人住所 ☐ 店舗住所 ☐ その他住所

取扱店舗スターターキット

- ①取扱店舗マニュアル2冊 ②地域共通クーポン券の見本1部 ③ステッカー2枚 ④ポスター2枚 ⑤スイングPOP3個
⑥QRコード用スタンドPOP1枚 ⑦換金用伝票15枚 ⑧宅急便伝票15枚 ⑨クーポン券の半券返信用封筒15枚
⑩ポスター掲示証明写真返信用封筒1枚)

車体等貼付用ステッカー（交通事業者様用）	☒ 不要 ☐ 要 大 枚 小 枚 （大：H140mm×W140mm、小：H50mm×W100mm） ※バス事業者やタクシー事業者等の交通事業者向けに、小さいサイズのステッカーを用意いたします。 ※車体等貼付用ステッカーに関しては、配送先に「店舗住所」を選択された場合でも「法人住所」に一括配送となります。その為、ステッカー枚数は必要総数をご記入ください。
その他ご要望	※200字以内でご入力ください。 ※スターターキット内の各個数は決まっており、個別に増減させることは難しいことご了承ください。 ※必ずしも全てのご要望にお応えできるとは限りませんのでご容赦ください。

感染対策例：「受付時の検温や手指消毒をお願いしています」「使用する用具は毎回、消毒用アルコールにて消毒したものを用意します」等

事業者として行っている具体的な感染防止対策（全角300字以内）

自社が行っている感染防止対策を記載したHPがあれば合わせてそのページのURLを記入してください。

事業者として行っている具体的な感染防止対策（全角300字以内）	※要点をまとめてください。対策の詳細について自社WEBサイト上に掲載の場合はURL貼付も可。
--	---

2. 店舗情報の登録

- 対象の店舗が複数ある場合は10店舗までこの申請フォームにて申請可能です。
1店舗目の情報を入力後、「STEP 5 登録完了」までお進みいただくと、「続けて申請を行う」ボタンが出てきますので、クリックをして入力が続けてください。（以降、同様に1店舗ごとに登録を繰り返してください）
- お持ちの店舗が11店舗以上の場合、店舗数のみ入力ください。代わりに様式B 登録店舗リストを下記よりファイルアップロードしてください。

店舗数が10以下の場合には店舗情報を一店舗ずつ入力します。
1店舗目を記入して登録申請後、【続けて申請】を選ぶことで
2店舗目以降が入力出来ます。

11店舗以上の場合には登録希望店舗リスト(様式B)のエクセル
データをアップロードします。

店舗数	☒ 10店舗以下 ☐ 11店舗以上 以下に店舗数を入力してください。
店舗名	
店舗名 フリガナ	(全角カナ)
郵便番号	例: 0000000 住所検索 事業者情報入力
都道府県	選択してください ▼
市区町村	
市区町村 フリガナ	(全角カナ)
町名番地	
町名番地 フリガナ	(全角カナ)
建物名等	
建物名等 フリガナ	(全角カナ)
TEL	例: 03 - 例: 0000 - 例: 0000 (半角数字)
FAX	例: 03 - 例: 0000 - 例: 0000 (半角数字)
URL	例: https://xxx.co.jp 店舗ごとの個別URLがあれば入力してください。
店舗担当情報入力	担当者情報入力

店舗担当情報入力	担当者とは異なる場合 スライドP10で入力した「担当者」と店舗担当者が異なる場合ご入力ください。
店舗 担当部署	
店舗 担当者名 ※	姓 例：山田 名 例：太郎
店舗 担当者名 フリガナ	セイ 例：ヤマダ メイ 例：タロウ (全角カナ)
店舗 担当者 TEL ※	例：03 - 例：0000 - 例：0000 (半角数字)
店舗 担当者 FAX	例：03 - 例：0000 - 例：0000 (半角数字)
店舗 担当者 Mail	

Go To Eatキャンペーン事業の対象となる「飲食店」

Go To Eatキャンペーン事業の対象となる「飲食店」	☐ 「飲食店」に該当する	☐ 「飲食店」に該当しない
	宿泊施設内・敷地内の複数の直営店舗やその他のサービスについて、宿泊施設を1店舗としてまとめて記入いただいた際に、Go To Eatキャンペーン事業の対象「飲食店」が含まれる場合、「飲食店」に該当するを選択してください。	

宿泊施設内・敷地内の複数の直営店舗やその他のサービスについて、宿泊施設を1店舗としてまとめて記入いただいた際に、Go To Eatキャンペーン事業の対象「飲食店」が含まれる場合、「飲食店」に該当するを選択してください。

業種

主な業種	選択してください ※宿泊施設を1店舗として申請する場合、「主な業種」は「21.その他」を選択し「具体的業種名」に「宿泊施設」と記入してください。なお、宿泊代金および宿泊を伴う旅行商品の代金に対しては地域共通クーポンをご利用いただくことはできません。 ※「テイクアウトやデリバリーのみ」の店舗は1・2の飲食店ではなく、3.小売を選択してください。	
その他	「21.その他」を選択した場合は、業種を入力してください	
主な業種のほか当てはまる業種 (複数選択可)	グルメ	☐ 1.飲食店（酒類提供なし） ☐ 2.飲食店（酒類提供あり）
	小売	☐ 3.小売（お土産等）
	コンビニ・スーパー	☐ 4.コンビニ・スーパー
	交通機関	☐ 5.鉄道 ☐ 6.バス ☐ 7.ハイヤー・タクシー ☐ 8.海上運送 ☐ 9.航空運送 ☐ 10.その他運送サービス ☐ 12.レンタカー
	観光施設	☐ 13.観光施設（遊園地、動物園、温泉施設、観光農園等） ☐ 14.体験型アクティビティ ☐ 19.文化施設（美術館、博物館等）
	遊興関連	☐ 17.スポーツ観戦 ☐ 18.劇場、観望場、映画館、演劇場 ☐ 20.遊興施設（ネットカフェ、温酒喫茶等）
	スポーツ	☐ 15.フィットネス（スポーツジム等） ☐ 16.スポーツ
	その他	☐ 11.物流（宅配等） ☐ 21.その他
「21.その他」を選択した場合は、業種を入力してください		

一覧の中から当てはまる業種を選択します。

主な業種のほか当てはまる業種があれば選択してください。

地図（旅行者向け公式ホームページ公開予定）



The screenshot shows a Google Map of a city area with various landmarks and a red pin. A yellow callout box points to the pin with the text: **GoogleMapピン**
地図上で該当箇所をクリックすると、クリックした位置にピンが移動します。

Map

1. 「①住所から取得」をクリックすると、入力された店舗住所にGoogleMapピンが移動します。
2. GoogleMapピンの位置を変更したい場合、GoogleMap上で該当箇所にマウスを合わせクリックします。クリックした位置にGoogleMapピンが移動します。
3. GoogleMapピンの位置を確認し、「②確定する」ボタンをクリックします。
4. 「②確定する」ボタンをクリック後、修正したい場合は「地図ロック解除」ボタンをクリックしてください。

①住所から取得 ②確定する 地図ロック解除

店舗所在地を業種ごとに旅行者向け公式ホームページの検索マップに掲出いたします。
「①住所から取得」をクリックすると、48～52で入力いただいた店舗の住所に、画面上のGoogleMapピンが移動します。

営業日設定（旅行者向け公式ホームページ公開予定）

月	営業	9:00	~	17:00	
火	営業	9:00	~	17:00	上をコピー
水	営業	9:00	~	17:00	上をコピー
木	営業	9:00	~	17:00	上をコピー
金	営業	9:00	~	17:00	上をコピー
土	定休日		~		
日	定休日		~		
祝日	定休日		~		
その他					

複数店舗ある場合も一店舗ずつ入力してください。

旅行者にお知らせしたい自社PRを自由に記載ください。
旅行者向け公式ホームページに掲載され広く公開されます。

お知らせ情報（旅行者向け公式ホームページ公開予定）

お知らせ	最大200文字 旅行者に対してのお知らせ事項があればご入力ください。
------	--

取り扱うクーポンの種類の指定

取引クーポンの種類	☐ 紙クーポン ☐ 電子クーポン ☒ 紙クーポン・電子クーポンいずれも ※上記いずれかよりご選択ください。
-----------	--

取り扱うクーポンを選択できます。
紙クーポン・電子クーポンそれぞれメリット・デメリットがありますので、別添資料をご覧ください選択してください。

（紙クーポン）

利用者にはわかりやすいが、精算に手間と時間がかかり、精算期限もある。
など

（電子クーポン）

精算は自動だが、電子クーポンに慣れていない利用者の対応をする必要がある、など

個人情報を含む店舗情報の第三者提供（任意）

個人情報を含む店舗情報の第三者提供
(任意)

各地域の自治体、観光協会、グルメサイトなどの情報提供サイト運営者等が旅行者にクーポンが利用できる店舗を周知する等、Go To トラベル事業の地域共通クーポンの利用促進を図るために、本事務局が取得した個人情報を含む店舗情報を、電磁的方法等で上記第三者に提供することに同意する場合は下記にチェックを入れてください。

☒ 同意する (任意になります)

ファイルアップロード

口座番号を証する書類の写し 	参照... 追加 対象ファイル：jpg、jpeg、png、gif、pdf
事業を行っていることを公的に証明できる書類 	参照... 追加 対象ファイル：jpg、jpeg、png、gif、pdf (例) 登記簿謄本、個人事業の開廃業等届出書 等

事前に必要書類をスキャン又は撮影し
提出データでご用意ください。

ログイン用パスワード（事業者用）

ログイン用パスワード ※	[文字数] 8文字以上64文字以内 [使用可能文字] ・英字、数字、記号をすべて含めてください。 ・英字 A～Z a～z （大文字小文字を区別しています） ・数字 0～9 ・記号 !"#%&'()*+,-./:;<=>?_ ※ 審査承認後にGo To トラベル事業 マイページへのログイン時に必要となりますので、必ずお控えください。
ログイン用パスワード（確認） ※	

クーポン加盟店に登録完了後、事務局よりポータルサイトの案内が参ります。ポータルサイト内のマイページへのログイン時に必要となるパスワードです。

よくあるご質問

Q. 旅行者は、地域共通クーポン取扱店舗であるかどうかをどのように見分けるのでしょうか？

A. 登録後に事務局から配布するステッカーやポスターを店頭等に貼ってください。また、公式ホームページにおいて、地域共通クーポンを使えるお店としてご紹介します。

Q. 旅行者が800円の商品に対して、地域共通クーポン1,000円分を使って支払った場合、どうすればよいですか？

A. お釣りは払わないでください。なお、精算においては、地域共通クーポン額面のとおり、事務局から取扱店舗に1,000円支払われます。

Q. 地域共通クーポンを利用できない商品等がありますか？

A. 日常生活における継続的な支払い、換金性の高いものの購入（ビール券、おこめ券、図書券、切手、店舗が独自に発行する商品券、プリペイドカードの購入等）などにはご利用いただけません。

詳細は、Go To トラベル事業者向けサイトの「取扱要領」や「Q&A」をご確認ください。

全国47都道府県の地域事務局がサポートします

登録申請のサポート

電話・訪問などで
登録申請のサポートを
させていただきます。

登録後もサポート

電話・訪問などで
精算などのサポートを
させていただきます。

地域事務局が
全力サポート!!



こちらから地域事務局をご案内させていただきます。
その他、お困りの場合はお気軽にお問い合わせください。

●お問い合わせ先

Go To トラベル事務局コールセンター

(受付時間10時～19時 ※年中無休)



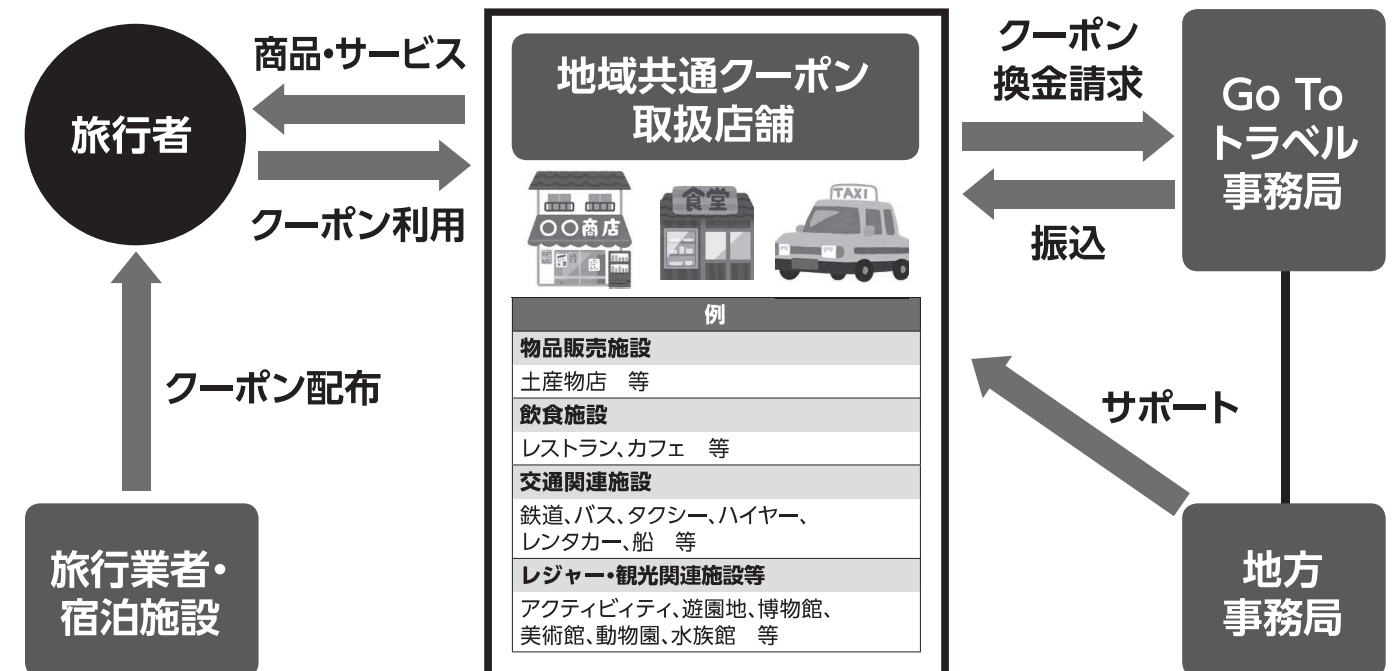
0570-017-345
03-6747-3986



「Go To トラベル事業」 地域共通クーポン取扱店舗登録のご案内

Go To トラベルとは

Go To トラベルとは、宿泊・日帰り国内旅行の代金総額の1/2相当額(1人1泊あたり2万円が上限)を国が支援する事業です。支援額の内、70%は旅行代金の割引、30%は旅行先で使える地域共通クーポンとして付与されます。(例えば、2万円の旅行商品であれば、7千円の旅行代金の割引、3千円の地域共通クーポンを受けられます。)



地域共通クーポンとは

旅行先の都道府県とその隣接都道府県において、旅行期間中に限って、Go To トラベル事務局の登録を受けた地域共通クーポン取扱店舗で利用できるクーポンです。

●1枚1,000円単位で発行する商品券で、お釣りは出ません。

●事務局で発行し、旅行者が旅行・宿泊商品を購入した旅行業者や宿泊事業者より配布していただきます。

地域共通クーポンは紙クーポンと電子クーポンの2種類ございます。
取り扱うクーポンはお選びいただけます。(両方お選びいただくこともできます)

1.紙クーポン

券種:1,000円



2.電子クーポン

券種:1,000円、2,000円、5,000円



※電子クーポン取扱の準備は、登録完了後に提供されるQRコードを置くのみ。一定の通信環境下では、特設の設備は不要です。

クーポン取扱店舗として Go To トラベルに参加して観光を盛り上げましょう!!

登録から精算までの流れ

地域事務局がサポートいたします!

手順
1

取扱店舗登録申請

オンラインでも郵便でも登録申請いただけます!

手順
2

マニュアル・スターキットの受け取り

スターキットには、ポスター、ステッカー等が入っています。

手順
3

ポスター掲示等の事前準備

業種別感染症対策ガイドラインの遵守を宣言するポスターを掲示していただきます。

手順
4

店頭等に掲示したポスターの写真を事務局へ提出

郵送料の負担なし!ホームページからもご提出いただけます。

地域共通クーポン取扱開始

利用エリア、有効期間等をご確認ください!

手順
5

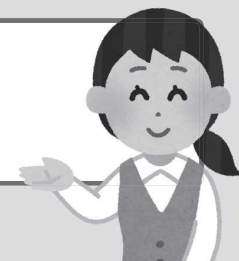
受け取った紙クーポンの換金請求

締め日は月2回。受け取った紙クーポンと必要書類をお送りいただくだけ!
郵送料の負担なし!(電子クーポンはクーポン利用をもって自動的に換金請求されます)

手順
6

事務局より登録口座へ振込

締め日から30日以内に、指定の口座へ振り込みます。



申請方法

- 申請は、4つの様式(①登録申請書、②登録希望店舗リスト、③参加同意書、④口座確認書)にご記入いただき、⑤口座情報が確認できる書類(通帳の写し等)、⑥国内で事業を行っていることの公的証明書類(確定申告書、納税証明書等)を添付して、提出いただきます。
- オンライン申請・様式のダウンロードは下記アドレスまたはQRコードから↓
<https://biz.goto.jata-net.or.jp/coupon/>
- 郵送での申請をご希望で、申請書類の様式が必要な場合は、Go To トラベル事務局コールセンターへご連絡ください。



地域共通クーポンを受け取る時の主な注意事項

- 利用エリア内であること、有効期間内であることをご確認ください。利用エリア又は有効期間の記載がない場合は換金できません。
- 紙クーポン券が切り離されていないかをご確認ください。
- 紙クーポンには、偽造防止加工が施されています。受け取る前に偽造等されていないかをご確認ください。必要に応じて紙クーポンの見本券と比較してください。
- 電子クーポンは、利用済み画面で、利用店舗名・利用日時・クーポン金額をご確認ください。

主な参加条件

- 感染症拡大防止策に係る以下の責務等を果たし、感染拡大防止策を徹底する者であること。
 - ・業種別感染症対策ガイドラインを遵守すること。
 - ・ガイドラインを遵守している旨をポスターに記入し店頭などの旅行者から見えやすい場所に掲示する等により対外的に公表すること。
 - ・行政からの要請(営業自粛要請・時短営業要請等)に従うこと。
 - ・従業員や旅行者等に感染症が出たことを把握した場合、その状況を遅滞なく事務局に報告すること。
 - ・その他、観光庁が実施する感染症対策等に協力すること。
- Go To Eat事業の対象となる「飲食店」については、同事業の登録を受けていること。

Go To トラベル：地域共通クーポンの「飲食店での利用」について

<Go To Eat との関連性>

■Go to トラベル「地域共通クーポン」は、10月1日に利用開始予定

■飲食店は「Go To Eat の対象店」であることが条件

■Go To Eat 事業は、2種類ある

①ポイント還元事業（オンライン飲食予約事業）

オンライン飲食予約サイト経由で、期間中に登録飲食店を予約・来店した消費者に対し、次回以降に飲食店で利用できるポイントを付与

※Go To トラベル「地域共通クーポン」での支払可能

②食事券発行事業（道商連が2次公募申請中）

登録飲食店で使えるプレミアム付商品券を発行する事業

■北海道は、Go To Eat 食事券発行事業への申請を「2次公募」としたことから、まだGo To Eat 食事券発行事業の「店舗登録」を行っていない。

9/29（火）採択審査会

～10/7（水）国との契約

10/26（月）登録申請受け付け開始予定

■北海道の「Go To Eat 食事券」登録認証は、早くても11月上旬・中旬になる見込み

■Go To トラベルの利用客（道内客・道外客を含む）は、10/1以降しばらくは、道内の飲食店で「地域共通クーポン」が使えない状況が続く（道内飲食店は利用機会を喪失）

■道商連は、国との契約後、1日も早くGo To Eat 食事券「登録認証」を行うべく、鋭意準備中

■道内飲食店が、10/1以降、「地域共通クーポン」が使えるお店となるには、Go To Eat の「ポイント還元事業（オンライン飲食予約事業）」に登録することが最短

※下記A・B、どちらも対象となるため

こちらの方が早い

A. Go To Eat ポイント還元事業「登録店」

↓
Go to トラベル「地域共通クーポン」
利用可能

B. Go To Eat 食事券事業「登録店」

↓
Go to トラベル「地域共通クーポン」
利用可能

■オンライン予約サイトは、初期登録無料対応中であるため、**オンライン対応可能な会員企業等へのGo To トラベル「地域共通クーポン」への登録とGo To Eat「ポイント還元事業」両方の登録勧奨をお願い致します。**

※その後、Go To Eat「食事券事業」の登録募集が始まりましたら（10月下旬開始予定）オンライン対応の如何を問わず「Go To Eat 食事券事業」の登録をお願いします。